

一般社団法人くまもと半導体グリーンイノベーション協議会 定款

令和 8年 3月 11日作成  
令和 8年 4月 23日公証人認証  
令和 8年 5月 1日法人成立

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人くまもと半導体グリーンイノベーション協議会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県上益城郡益城町田原2081番地17に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 当法人は、熊本県を中心とする半導体関連産業の集積と技術の発展を推進するとともに、関係する国内外の企業及び団体と連携することにより、持続性のある安心安全で豊かな社会の実現に貢献することを目的とする。

### (事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 半導体関連産業の産官学金間の連携を図る次の推進事業
  - ① 半導体技術の発展及び半導体を活用した社会課題を解決するためのプロジェクトの発掘及び支援事業
  - ② 人材育成を目的とした産業界、行政機関及び教育機関の連携促進事業
- 2 半導体関連産業に関する幅広い情報発信事業
- 3 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的達成のために必要な事業

## 第3章 社 員

### (法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成し、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

### (暴力団員等の排除)

第7条 次のいずれかに該当する者は、社員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の構成員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

#### (経費の負担)

第8条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年社員総会において別に定める額を経費として支払う義務を負う。

#### (任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

#### (除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を6箇月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 会 員

#### (会 員)

第12条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体を、会員とすることができる。

#### (会員に関する事項)

第13条 当法人の会員の入会、会費、退会その他の会員に関する事項は、別に定める。

## 第5章 社員総会

**(構成)**

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

**(権限)**

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員及び顧問の報酬等の額
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 社員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

第16条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、随時必要に応じて開催する。

**(招集)**

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

**(議長)**

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、他の理事が議長になり、理事全員に事故又は支障があるときは、当該社員総会において、出席社員のうちから議長を第20条第1項に定める決議の方法により選出する。

**(議決権)**

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

**(決議)**

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 役員解任
- (5) 社員の除名
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

**(議決権の代理行使)**

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委

任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

#### (議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第6章 役員及び顧問

#### (役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名
  - 2 理事のうち、1名を会長とし、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
  - 3 理事のうち、3名以内を副会長とすることができる。

#### (役員を選任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

#### (理事及び会長の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

#### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の在任役員任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

**(顧問)**

- 第29条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、当法人の運営に関する事項について、会長の諮問に応え、本協議会の事業及びこれに付随する事業に助言することができる。

**(役員及び顧問の報酬)**

- 第30条 役員及び顧問は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

**(構成)**

- 第31条 当法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
  - 3 監事は、理事会に出席して必要な場合には意見を述べなければならない。

**(権限)**

- 第32条 理事会は、次の事項を決議し、総会に報告する。
- (1) 当法人の事業計画及び収支予算
  - (2) 当法人の事業報告及び収支決算
  - (3) 会長の選定
  - (4) 顧問の選任及び解任
  - (5) 重要な規則、規定及び細則の制定、変更及び廃止
  - (6) その他当法人の運営に関する重要な事項

**(開催)**

- 第33条 通常理事会は、毎年定期に、毎事業年度2回以上開催し、臨時理事会は、次の場合に開催することができる。
- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 総理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき

**(招集)**

- 第34条 理事会は、会長が招集する。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、他の理事が招集する
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
  - 3 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに文書(電子媒体によるものを含む)をもって全ての役員に通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合においては、この限りではない。
  - 4 第33条第1項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

**(議 長)**

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

**(決 議)**

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**(書面表決等)**

第37条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を理事会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する理事は、前条第1項及び第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

**(議事録)**

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した役員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 計 算

**(事業年度)**

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**(事業報告及び決算)**

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

**(剰余金の分配の禁止)**

第41条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 企画委員会及び専門部会

#### (企画委員会)

第45条 当法人の取り組むべき課題等について企画及び検討することを目的とし、理事会は、その決議により、企画委員会を設置することができる。

2 企画委員会の委員長は、会員又は会員の団体に所属する者の中から、会長が指名する。

3 企画委員会の委員は、会員又は会員の団体に所属する者の中から委員長が指名する。

4 企画委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (専門部会)

第46条 当法人の事業の円滑な推進を図ることを目的とし、企画委員会は、その決議により、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部会長は、会員又は会員の団体に所属する者の中から、企画委員会が指名する。

3 専門部会の部員は、部会長が、会員又は会員の団体に所属する者及び学識経験者等から指名する。

4 専門部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の指示のもと企画委員会が別に定める。

#### (事務局)

第47条 当法人には、事務を処理するため、企画委員会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員の任免は、企画委員会が行う。

4 事務局の組織及び事業運営並びに職員の任免に関し必要な事項は、企画委員会がこれを定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 附 則

(省略)